

## 造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 令和8年度 村上地区松くい虫特別防除請負事業
- 2 事業場所 新潟県村上市岩船字上ノ浜国有林 1415 い林小班外
- 3 事業量 薬剤散布(空中) : 132.77 ha  
(指定薬剤の調達、調合、積込、散布等の一貫作業)
- 4 事業期間 令和8年 月 日から(契約締結の翌日から)  
令和8年 6月30日まで
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
選択	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
対空標識	白 色	10枚	下越森林管理署村上支署	令和8年 月 日

## 8 特約事項

別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 新潟県村上市緑町3丁目1番13号  
分任支出負担行為担当官  
氏名 下越森林管理署村上支署長 井上 修三 印

請負者 住所  
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙

## 特約条項

(法令等の手続)

第 1 条 乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）は、この作業の実施に関し、官公署その他に対し必要な手続を行わなければならない。

(現場代理人、担当操縦士)

第 2 条 乙は、現場代理人及び担当操縦士を定め、作業着手前に書面により甲（発注者をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

2 乙の現場代理人は、作業現場に常駐し、監督職員の監督又は指示に従い、航空機の運行及び薬剤の散布に必要な一切の事項を処理しなければならない。

(作業着手届)

第 3 条 乙は、ヘリポートに航空機を配置し、散布作業に着手しようとするときは、着手前に着手届を甲に提出しなければならない。

(甲側搭乗員)

第 4 条 甲は、乙の作業実施について、監督職員又は甲の指名した職員を搭乗させる必要のある場合は、書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知があった場合は、これに応じなければならない。

(公共用のための航空機の転用)

第 5 条 天災その他止むを得ない事由により、公共用のため緊急に航空機を他に転用しなければならない事情が発生したときは、乙の申請により甲乙協議のうえ、甲は必要最小限度の期間を限り書面をもって転用を承認するものとする。

2 甲は、前項の承認をした場合において、転用による不就労期間に相当する期間について、当初の作業期間を延長することができる。

(人命補償等)

第 6 条 この契約の履行中に生じた甲の損害に対し、乙は賠償の責を負うものとし、この賠償の責の範囲は次のとおりとする。なお、この場合における損害の負担方法については、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(1)乙の航空機に搭乗中又は乗降中の甲の指定した搭乗者の死亡又は障害に対して、賠償の責に任ずる。

(2)乙の航空機に搭乗中又は乗降中の甲の指定した搭乗者の身廻り品及び積込品に生じた滅失、毀損等の損害に対し、賠償の責に任ずる。